

2.料金改定の影響を受ける範囲について

調定水量比較

別紙①

令和3年度の調定水量・・・**43,968,766^m₃** ※用途が一般、及び大口のもの

この調定件数を新料金案に振り分けると次のとおりになります。

右の表に加え、13mm~25mmの使用水量が0^m₃~5^m₃(基本水量)の分が、12,593千^m₃(28.6%)あります。

今回の料金改定により影響を受ける水量は、**約9,792千^m₃**となり、全体のうちの**22.2%**となります。

口径	従量料金 (1月につき)				
	第1段 5~8 ^m ₃	第2段 8~20 ^m ₃	第3段 20~50 ^m ₃	第4段 50~250 ^m ₃	第5段 250 ^m ₃ ~
13mm ~ 25mm	6,428千 ^m ₃ (14.6%)	14,638千 ^m ₃ (33.3%)	4,350千 ^m ₃ (9.9%)	741千 ^m ₃ (1.7%)	140千 ^m ₃ (0.3%)
40mm ~ 200mm	520千 ^m ₃ (1.2%)		592千 ^m ₃ (1.4%)	1,958千 ^m ₃ (4.4%)	2,011千 ^m ₃ (4.5%)

うち住宅用の調定水量・・・**37,751,157^m₃**(85.9%)

うち事業用の調定水量・・・**6,217,609^m₃**(14.1%)

この住宅用調定水量を新料金案に振り分けると以下のとおりになります。

この事業用調定水量を新料金案に振り分けると以下のとおりになります。

口径	従量料金 (1月につき)				
	第1段 5~8 ^m ₃	第2段 8~20 ^m ₃	第3段 20~50 ^m ₃	第4段 50~250 ^m ₃	第5段 250 ^m ₃ ~
13mm ~ 25mm	6,175千 ^m ₃ (16.4%)	14,115千 ^m ₃ (37.4%)	3,899千 ^m ₃ (10.3%)	329千 ^m ₃ (0.9%)	61千 ^m ₃ (0.2%)
40mm ~ 200mm	130千 ^m ₃ (0.3%)		141千 ^m ₃ (0.4%)	439千 ^m ₃ (1.1%)	455千 ^m ₃ (1.2%)

上記に加え、13mm~25mmの使用水量が0^m₃~5^m₃(基本水量)の分が、12,008千^m₃(31.8%)あります。

口径	従量料金 (1月につき)				
	第1段 5~8 ^m ₃	第2段 8~20 ^m ₃	第3段 20~50 ^m ₃	第4段 50~250 ^m ₃	第5段 250 ^m ₃ ~
13mm ~ 25mm	253千 ^m ₃ (4.1%)	523千 ^m ₃ (8.4%)	451千 ^m ₃ (7.3%)	411千 ^m ₃ (6.6%)	79千 ^m ₃ (1.2%)
40mm ~ 200mm	390千 ^m ₃ (6.3%)		451千 ^m ₃ (7.3%)	1,519千 ^m ₃ (24.4%)	1,556千 ^m ₃ (25.0%)

上記に加え、13mm~25mmの使用水量が0^m₃~5^m₃(基本水量)の分が、585千^m₃(9.4%)あります。

住宅用利用において、今回の料金改定により影響を受ける水量は、**約5,324千^m₃**となり、住宅用利用のうちの**14.0%**となります。

一方で、実質的に給水原価以下の従量単価が適用されている水量は、約141,148千^m₃で、85.6%です。

事業用利用において、今回の料金改定により影響を受ける水量は、**約4,467千^m₃**となり、事業用利用のうちの**71.8%**となります。

一方で、実質的に給水原価以下の従量単価が適用されている水量は、約1,361千^m₃で、21.9%です。